

二宮町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和 7 (2025) 年度～令和 12 (2030) 年度

二宮町による環境負荷低減に向けた率先行動計画

令和 7 (2025) 年 3 月

二 宮 町

目次

第1章 計画策定の背景	1
1-1. 地球温暖化について.....	1
1-2. 気候変動の影響.....	2
1-3. 地球温暖化を巡る国際的な動向.....	3
1-4. 地球温暖化を巡る国内の動向.....	4
1-5. 二宮町におけるこれまでの取り組み状況.....	6
第2章 二宮町の概況と再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等	7
2-1. 二宮町の概況.....	7
(1) 地勢	7
(2) 人口・世帯.....	8
(3) 交通	10
(4) 土地利用	11
(5) 産業構造	12
(6) 廃棄物	13
2-2. 再生可能エネルギーの現状と導入ポテンシャル.....	14
2-3. 森林吸収量	14
第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現況と将来推計	15
3-1. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現況.....	15
3-2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の将来推計.....	16
第4章 計画の基本的事項	17
4-1. 計画期間等	17
4-2. 対象とする温室効果ガス.....	18
4-3. 計画の位置付け.....	19
4-4. 計画の推進体制.....	20
第5章 計画の目標	21
(1) 長期目標	21
(2) 中期目標	21
第6章 目標達成に向けた取り組み	23
6-1. 基本方針	23
6-2. 施策体系	24
6-3. 施策	26
(1) 再生可能エネルギーの活用.....	26
(2) 省エネルギー化の実現.....	29
(3) 地域環境の整備・改善.....	33
(4) 循環型社会の形成.....	34
6-4. 全施策共通の取り組み.....	37

第7章 計画の進捗管理.....	39
7－1. 進捗管理の体制.....	39
7－2. 進捗管理の方法.....	39

第1章 計画策定の背景

1-1. 地球温暖化について

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度が増加し、太陽からのエネルギーにより温まった地表から放射される熱の一部を温室効果ガスが吸収、再放射することで、大気中の平均気温が上がる現象です。大気中に含まれる温室効果ガスの濃度は、産業革命以降、石炭、石油や天然ガスといった化石燃料の燃焼、あるいは二酸化炭素の吸収源となる森林の破壊・伐採等を行ってきた人間活動により増え続けています。太陽のエネルギーは、地表で反射してその一部が宇宙に放出されていますが、大気中の温室効果ガスの濃度が増加していくと、宇宙への放出がより妨げられることから、気温はさらに上昇することが予測されています。

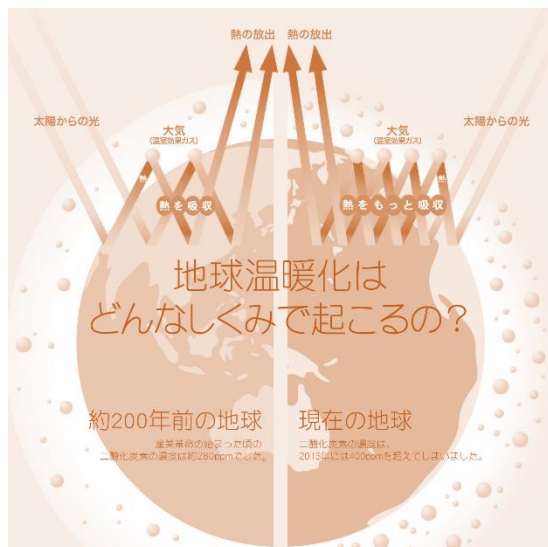
なお、令和3（2021）年8月に公表された「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書」によると、世界の平均気温は、産業革命前と比べて1.09℃上昇したと言われており、今後、温室効果ガスの濃度がさらに増え続けると、今世紀末までに3.3～5.7℃気温上昇すると予測されています。

また、これらの気温上昇は自然の変動によるものではなく、人間が引き起こしてきたものとして、[疑う余地がない]といった表現を用いて断定されています。

地球温暖化は、人間の社会、経済や生活環境に悪影響を与えるだけでなく、自然の生態系や動植物の生命にも悪影響を及ぼすことが問題視されており、その予想される影響の大きさや深刻度から見て、地球上の未来を左右する環境問題と考えられています。

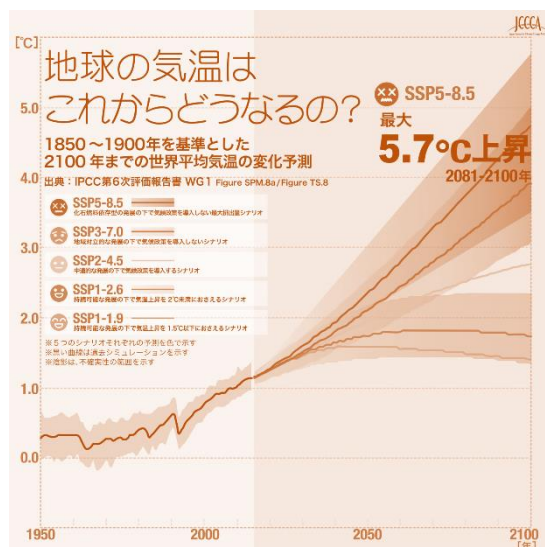
そのため、国際的な枠組において、温室効果ガスの削減に向けた様々な議論が重ねられており、その打開策となる取り組みが各国で進められています。

図 1-1-1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



[出典：温室効果ガスインベントリオフィス]

図 1-1-2 2100 年までの世界平均気温の変化予測



[出典：IPCC第6次評価報告書]

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より】

1-2. 気候変動の影響

平成25（2013）年9月に公表された「IPCC第5次評価報告書」では、確信度の高い主要な将来的リスクとして、[海面上昇・高潮の発生]、[豪雨・洪水の増加]、[インフラ機能停止]、[熱中症罹患者の増加]、[食糧不足]、[水不足]、[海洋生態系の損失]、[陸上生態系の損失]が挙げられています。

令和5（2023）年3月に公表された「IPCC第6次評価報告書」では、[人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した。]とした上で、[大気、海洋、雪氷圏や生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること]、[人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしていること]、[地球温暖化が進行するにつれて同時多発的なハザードが増大すること]等が示されました。

また、国内においても、環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省・気象庁の共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

図1-1-3 気候変動による将来の主要なリスク



[出典：IPCC第5次評価報告書]

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より】

1-3. 地球温暖化を巡る国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された「C O P 21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)」では、[産業革命前からの気温上昇を 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること]を国際条約として掲げました。これにより締約国には、[緩和策(温室効果ガス排出量の削減等)]や[適応策(気候変動による影響への対処)]の取り組みが求められるようになりました。

また、平成 30(2018)年 10 月に公表された「I P C C 1.5℃特別報告書」では、[気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32(2050)年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にすること]が必要とされており、各国における温室効果ガス削減策の緊急性が示されました。その後、令和 3(2021)年 10 月で開催された「C O P 26(国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)」においては、[1.5℃に抑えること]が公式文書に明記され、世界的に気候変動対策に向けた取り組みが加速しましたが、令和 4(2022)年 10 月に国連気候変動枠組条約(U N F C C C)事務局は、[各国が確約した 2030 年までの温室効果ガス削減策を達成しても 2.5℃上昇する]との見解を示し、危機感を募らせています。

気候変動の環境問題を含む世界共通の問題解決については、平成 27(2015)年 9 月の国連サミット(国連持続可能な開発サミット)において採択された S D G s(持続可能な開発目標)にも掲げられており、これらの目標を達成するために、行政や企業等をはじめとする多様な主体のパートナーシップによる取り組みが求められています。

表 1-1-1 世界の状況

年月	主な動向	概要
2015 年 12 月	「パリ協定」が採択	・世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えることが世界共通の長期目標とされた。
2018 年 10 月	I P C C 「1.5℃特別報告書」 の公表	・各国における温室効果ガス削減策の緊急性が示された。 ・地球の平均気温は、産業革命以前の水準よりも既に約 1℃上昇し、2030 年～2052 年の間には、1.5℃に達する可能性が高いことが示された。
2021 年 8 月	I P C C 「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書」の公表	・気温上昇が 1.5℃に達する時期が 2040 年に早まる可能性が非常に高く、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが示された。
2021 年 10 月 ～11 月	「C O P 26」の開催	・パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、カーボンニュートラル及びその経過点である 2030 年に向けて積極的な気候変動対策が締約国に求められた。
2022 年 11 月	「C O P 27」の開催	・「気候変動への対策(緩和策・適応策)」「損失・損害」「削減目標の見直し」の 3 つをテーマとした議論が行われ、その中でも、気候災害の「損失と損害」への対応が焦点となり、「損失と損害」に関する基金の設立が決定された。
2023 年 11 月 ～12 月	「C O P 28」の開催	・2050 年までに、ネットゼロを達成するために、公正で秩序だった衡平な方法で、エネルギー・システムにおいて化石燃料からの脱却を図ることが決定された。
2024 年 11 月	「C O P 29」の開催	・気候資金に関する新規合意数値目標(2025 年以降の途上国の気候変動対策に対する資金支援に関する目標)が合意された。

○特に関連のあるSDGs ロゴマーク



○SDGs とは

【SDGs[持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)】】
SDGs は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、「誰一人取り残さない」を理念に、すべての国連加盟国が令和 12 (2030) 年までに取り組む 17 分野の目標で、地球温暖化に関連する気候変動対策をはじめ、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-4. 地球温暖化を巡る国内の動向

平成27（2015）年7月、日本政府は「温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減する目標を示した約束草案」を国連（国際連合）へ提出し、平成28（2016）年5月には「パリ協定」に基づき、目標達成に向けた具体的な取り組みを定めた「地球温暖化対策計画」を策定しました。

また、令和2（2020）年10月の内閣総理大臣の所信表明演説においては、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」を改正しました。

そして、宣言後となる令和3（2021）年6月には、カーボンニュートラル実現に向け、今後5年間で集中期間として地域脱炭素の取り組みを加速するための「地域脱炭素ロードマップ」が公表され、同年10月には、地球温暖化対策計画等を改訂して、[令和12(2030)年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガスを46%削減すること、さらに、50%の高みに挑戦を続けていくこと]を目標に掲げました。これに伴い、政府実行計画では、[平成25（2013）年度比で50%削減すること]を目標としています。

目標の達成を目指し、令和4年（2022）年7月に設置したGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議において、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するための議論を進めているほか、令和4（2022）年10月には、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、「COOL CHOICE」に替わる新たな国民運動「デコ活」を展開する等、様々な取り組みを行っています。

※COOL CHOICE（クールチョイス）とは、温暖化対策に資する（賢い選択）を促すものです。

※デコ活とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

表 1-1-2 近年における国内の主な動向

年月	主な動向	概要
2020 年 10 月	「2050 年カーボンニュートラル」を宣言	・ 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。
2021 年 5 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正	・ 2050 年カーボンニュートラルを法律上に位置付けた。
2021 年 6 月	「地域脱炭素ロードマップ」を策定	・ 2050 年脱炭素社会の実現に向けた重点施策等を位置付けた。
2021 年 10 月	「地球温暖化対策計画」を改訂	・ [令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 46%削減（さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく）]を目標に掲げた。
2021 年 10 月	「政府実行計画」を改訂	・ 政府の事務事業に関する温室効果ガスの削減について、2030 年度の削減目標を 2013 年度比で 50%削減とした。 ・ 政府自らが率先して実行する方針を示した。

1-5. 二宮町におけるこれまでの取り組み状況

二宮町では、平成 28 (2016) 年度に「二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を達成するための対策に取り組んできました。

その取り組みの足掛けとして、二宮町では、環境省が中心となって展開している国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同（2017 年 5 月 26 日）し、全職員を挙げて公共施設における省エネルギーや省資源化等に向けて取り組むとともに、町民・事業者への啓発等を実施してきました。

しかし、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日に閣議決定（平成 28 (2016) 年 5 月 13 日閣議決定の改訂）された地球温暖化対策計画において、「2050 年カーボンニュートラル」宣言に関する記載が盛り込まれたほか、非常に高い中期目標（2030 年度に 2013 年度比で 46% 削減、部門別における自治体の事務事業と関連の深い「業務その他部門」については、2013 年度比で 51%削減など）が掲げられ、これまで以上に徹底した取り組みが求められるようになったことから、令和 5 (2023) 年 3 月に「二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」をより実効性のある計画へと改訂しました。

また、同年の 5 月には地球規模で問題視されている「気候変動」による非常事態を「自分事」として捉え、町民と行政が一丸となって問題に取り組むための意志表明として、「二宮町気候非常事態宣言」を発出し、その取り組みの 1 つとして、令和 6 (2024) 年の 5 月から 11 月にかけて「にのみや気候市民会議」を開催し、「市民提案書」が提出されました。

本計画では、2050 年までに温室効果ガス排出量をゼロとするための削減目標並びに目標の達成に必要な施策を設定するとともに、「にのみや気候市民会議」から提出された「市民提案書」の意見等を参考とすることで、取り組みの主体となる町民・事業者・行政が担うそれぞれの役割を明確なものとし、多くの方のみなさまの支持を得て、推進していくことを目指したものとなっています。

第2章 二宮町の概況と再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等

2-1. 二宮町の概況

(1) 地勢

二宮町は、神奈川県南西部に位置しており、総面積は9.08 km²で、おおよそ三角形となっています。町の北部は丘陵地帯として中山間地域が広がり、北部の一部を除いては宅地開発が進み、住宅地が広がっています。

図 2-1-1 二宮町の状況



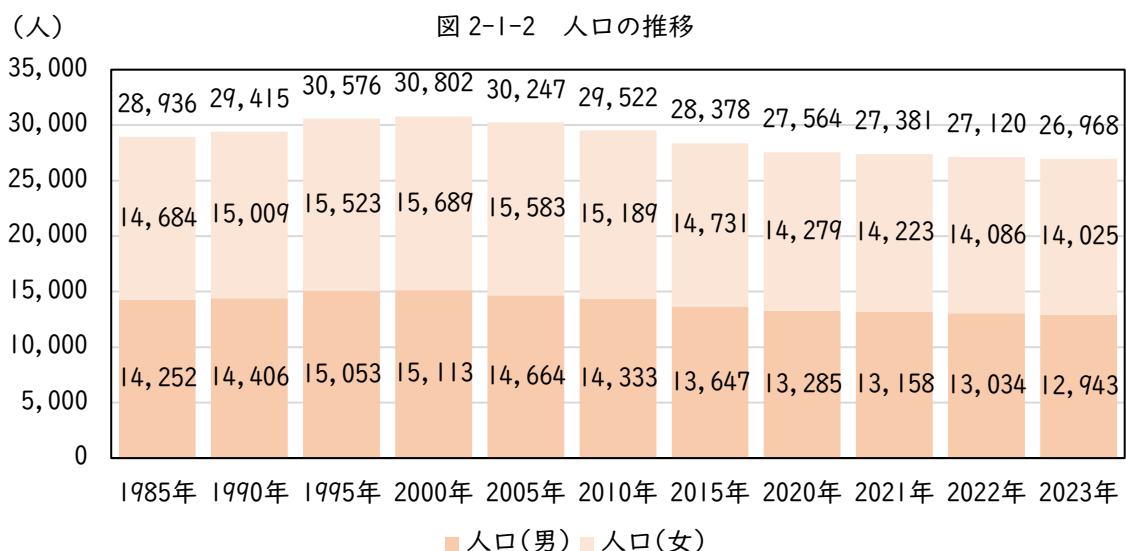
©google earth

(2) 人口・世帯

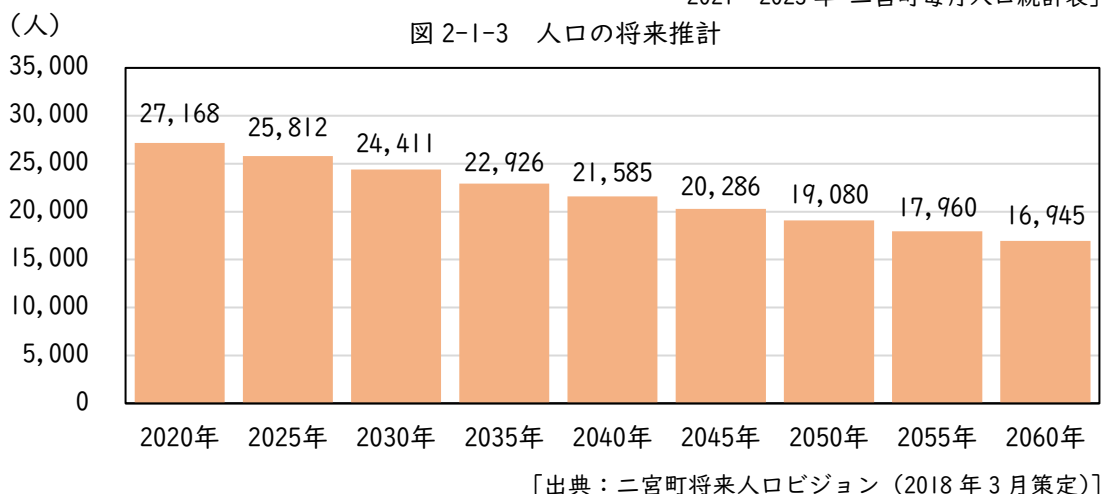
人口は平成 12 (2000) 年まで増加を続けていましたが、それ以降は減少に転じており、令和 5 (2023) 年の人口は 26,968 人となっています。平成 27 年国勢調査の結果を基準として、平成 28 年 (2016) 3 月に策定した「二宮町将来人口ビジョン」では、減少のカーブをできる限り緩やかなものとするため、令和 42 (2060) 年までに出生率を 2.07 まで回復させ、転出超過である社会移動を 0 にして、令和 42 (2060) 年の人口を 17,000 人以上とすることを目標としています。

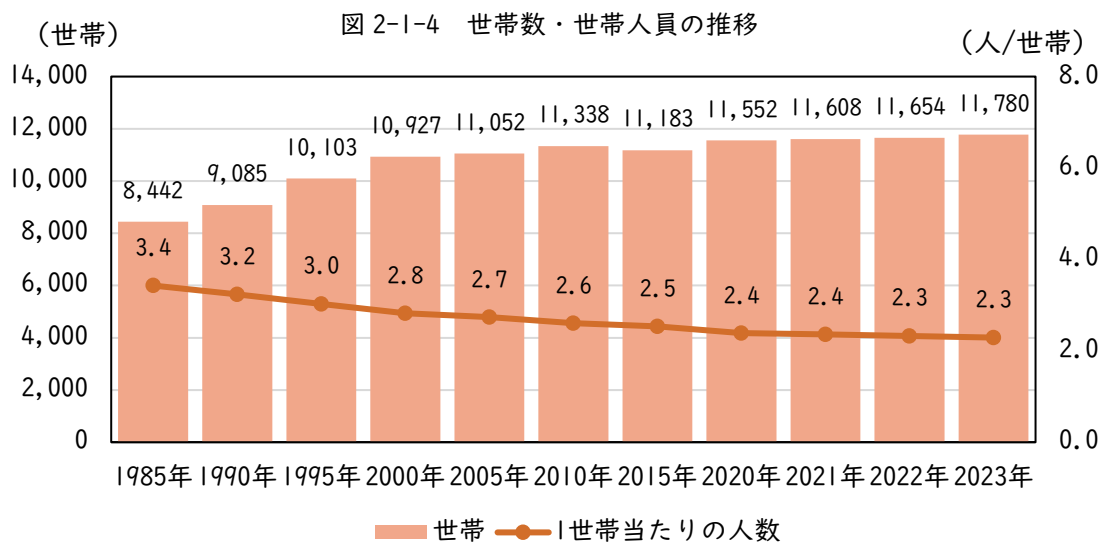
人口が減少傾向なことに對して、世帯数は平成 22 (2010) 年まで増加しており、それ以降は横ばいとなっています。このことから、少人数世帯化が進行していると見られ、令和 5 (2023) 年では 1 世帯当たりの人員数が 2.3 人となっています。

移動人口は、転入数と転出数にほぼ差がない一方で、出生数が死亡数のおよそ 1/3 となっており人口減少の一因となっています。また、20 代の転出が多いことや、年々、生産年齢人口が減少し、少子高齢化が進んでおり、県全体と比較して高齢者の割合が高いことが特徴となっています。

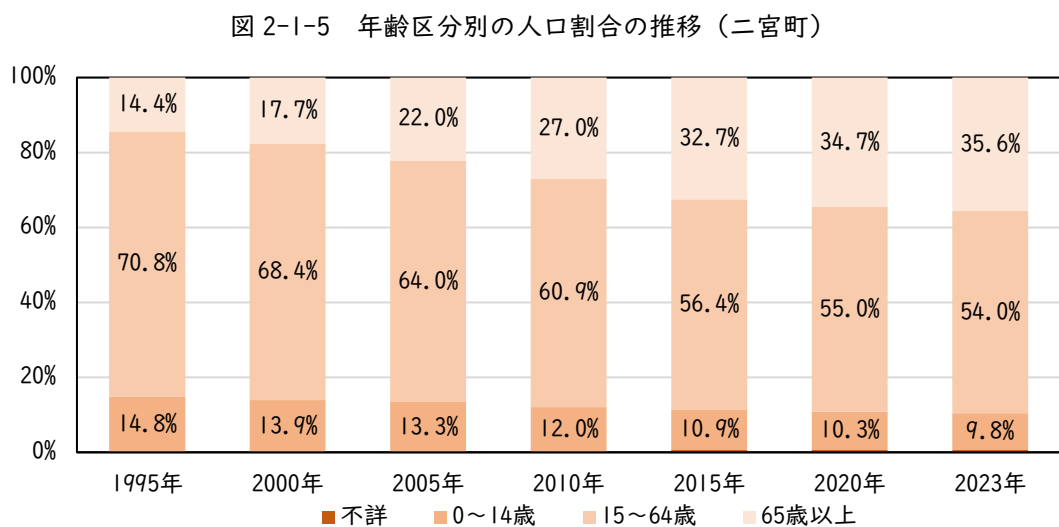


[出典：1985～2015 年 国勢調査、2020 年 R2 神奈川県人口統計調査 (10/1)、
2021～2023 年 二宮町毎月人口統計表]

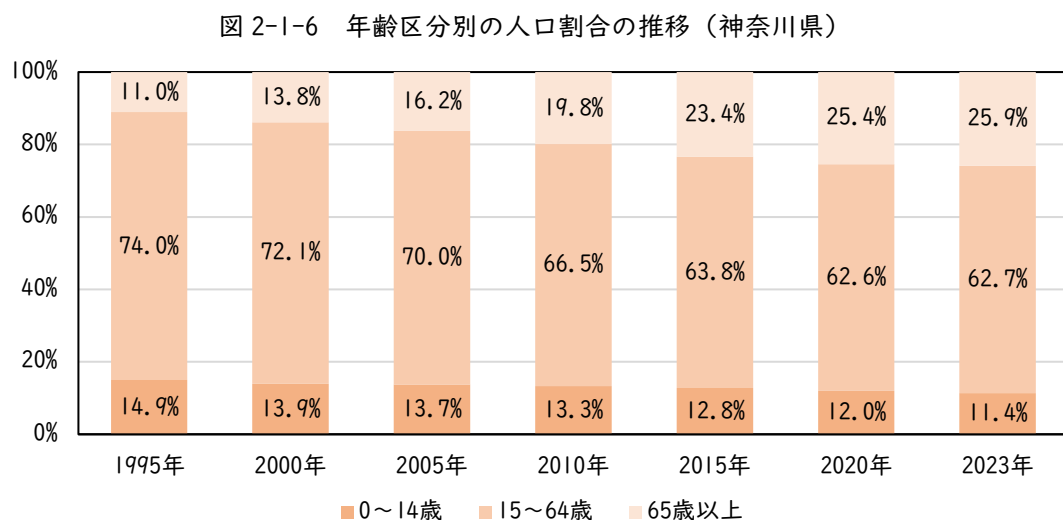




[出典：1985～2015年 国勢調査、2021～2023年 二宮町毎月人口統計表]



[出典：2020年 R2 神奈川県人口統計調査 (10/1)]



[出典：2020年 R2 神奈川県人口統計調査 (10/1)]

(3) 交通

① 道路網

町の東西方向には、国道1号や西湘バイパス、小田原厚木道路が通り、また、南北方向には、県道71号が縦断するように通っています。西湘バイパスと小田原厚木道路には、それぞれインターチェンジがあり、車による町内外の移動はスムーズに行うことができます。

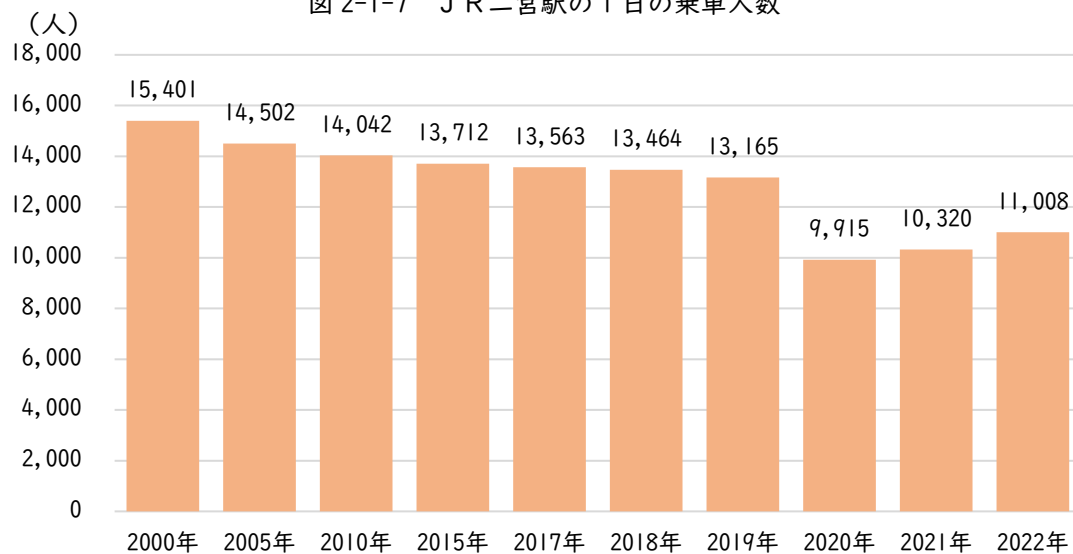
② 公共交通機関

町の東西方向にJR東海道本線が走っており、町内にはJR二宮駅があります。

JR二宮駅の1日平均の乗車人数は、令和2(2020)年度からの新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受け、大幅に減少して以降、少しずつ利用が戻りつつあるものの、生産年齢人口の減少や働き方の変化に伴い、依然としてコロナ禍以前の水準には戻っておりません。

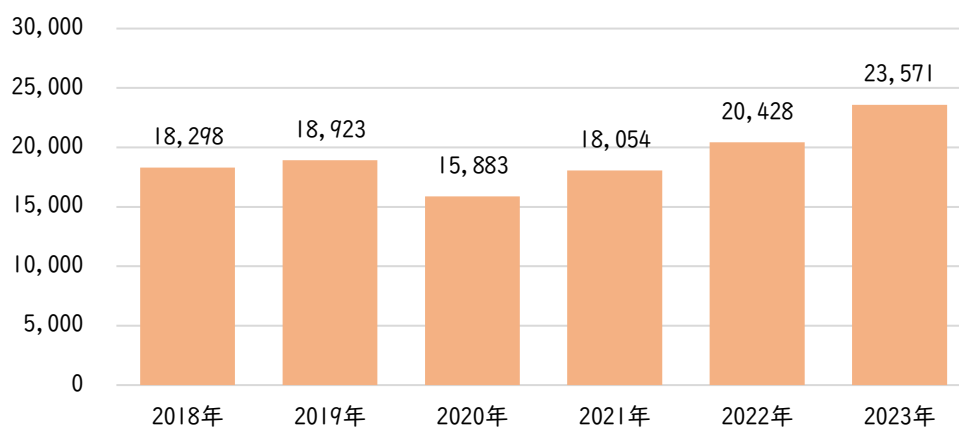
バスは、神奈川中央交通株式会社・神奈川中央交通西株式会社が路線バスを運行しているほか、町が二宮町コミュニティバスを運行しており、乗車人数は令和3(2021)年度から増加し続けております。

図 2-1-7 JR二宮駅の1日の乗車人数



[出典：東日本旅客鉄道株式会社ホームページ]

図 2-1-8 コミュニティバスの年間乗車人数

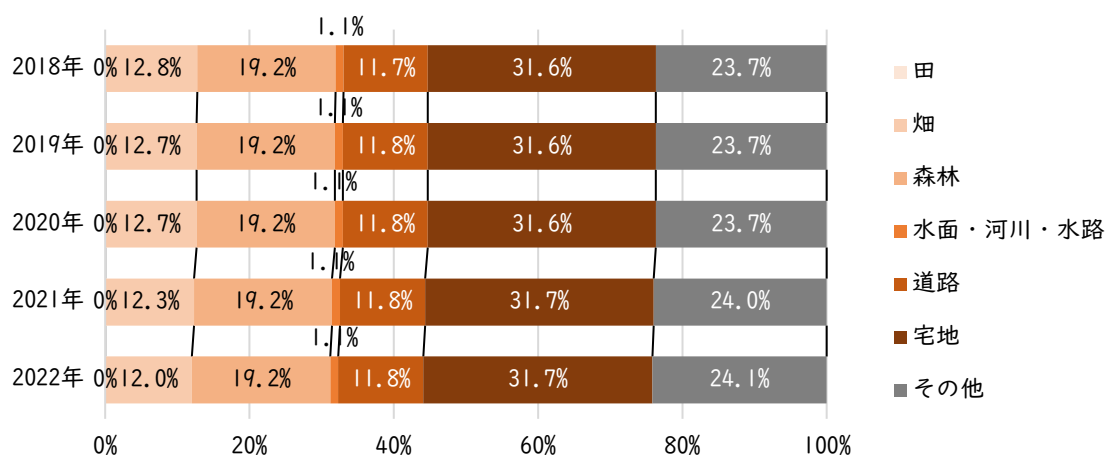


(4) 土地利用

地目別土地利用構成比の推移は、若干宅地化が進んでいるものの、ほぼ横ばいで土地利用は固着化している状況です。田は限りなく小さく1%以下であり、河川は面積が小さいものが多く1.1%にとどまっています。

町内の総面積のうち47.8%が市街化区域となっています。また、市街化区域のうち92.5%が住居地域として利用されています。

図 2-1-9 地目別土地利用構成比



[出典：神奈川県土地統計資料集]

表 2-1-1 都市計画の状況 地目別土地利用比

区 分	面積(ha)	構成比(%)
総面積	908.0	100.0
市街化区域	434.0	47.8
市街化調整区域	474.0	52.2

[出典：神奈川県土地統計資料集]

表 2-1-2 用途地域別面積

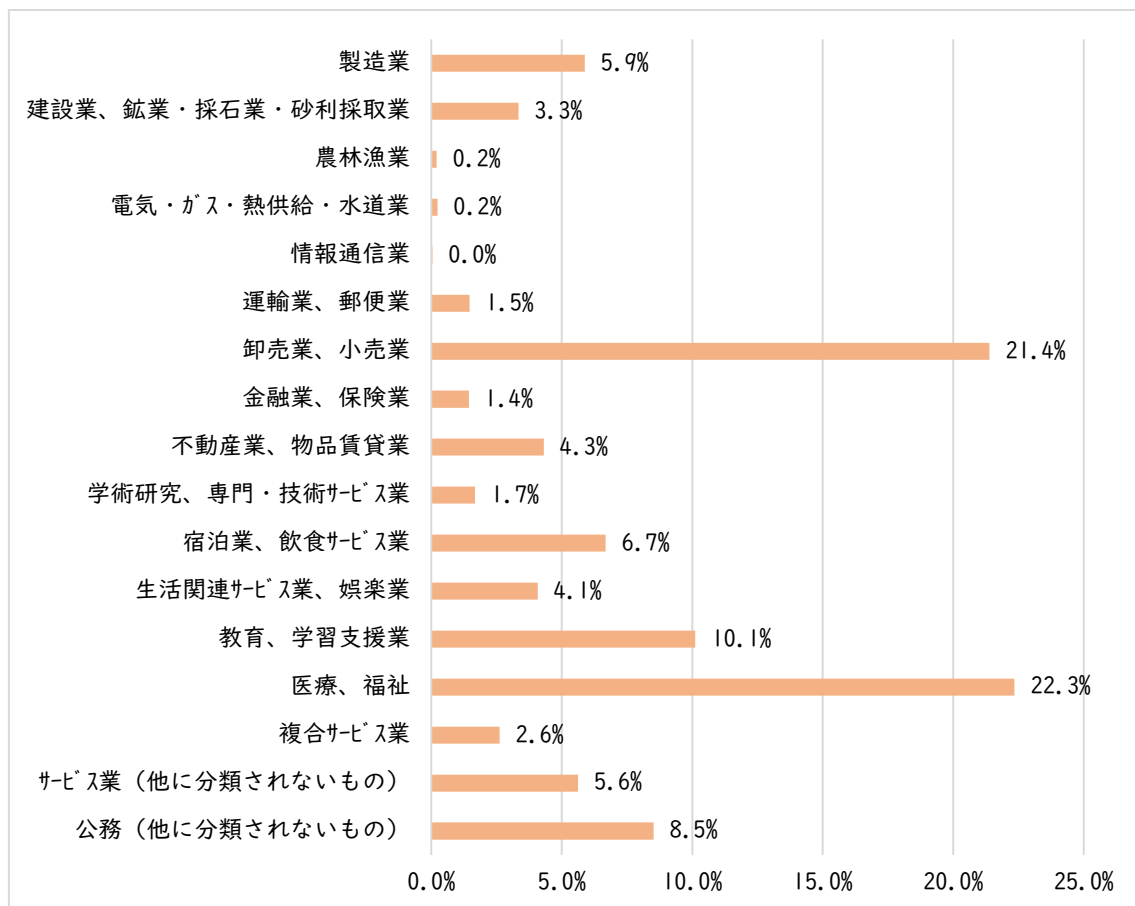
区 分	面積(ha)	構成比(%)
総面積	434.0	100.0
第一種低層住居専用地域	135.0	31.0
第一種中高層住居専用地域	110.0	25.3
第二種中高層住居専用地域	1.5	0.3
第一種住居地域	152.0	35.0
第二種住居地域	3.5	0.8
近隣商業地域	24.0	5.5
準工業地域	2.4	0.6
工業専用地域	6.1	1.4

[出典：神奈川県土地統計資料集]

(5) 産業構造

業種ごとの従業者の構成比では、「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」の従業者が多いです。全体的に第三次産業の従業者が多く、第一次産業及び第二次産業の従業者が少なくなっています。

図 2-1-10 従業者数の構成比

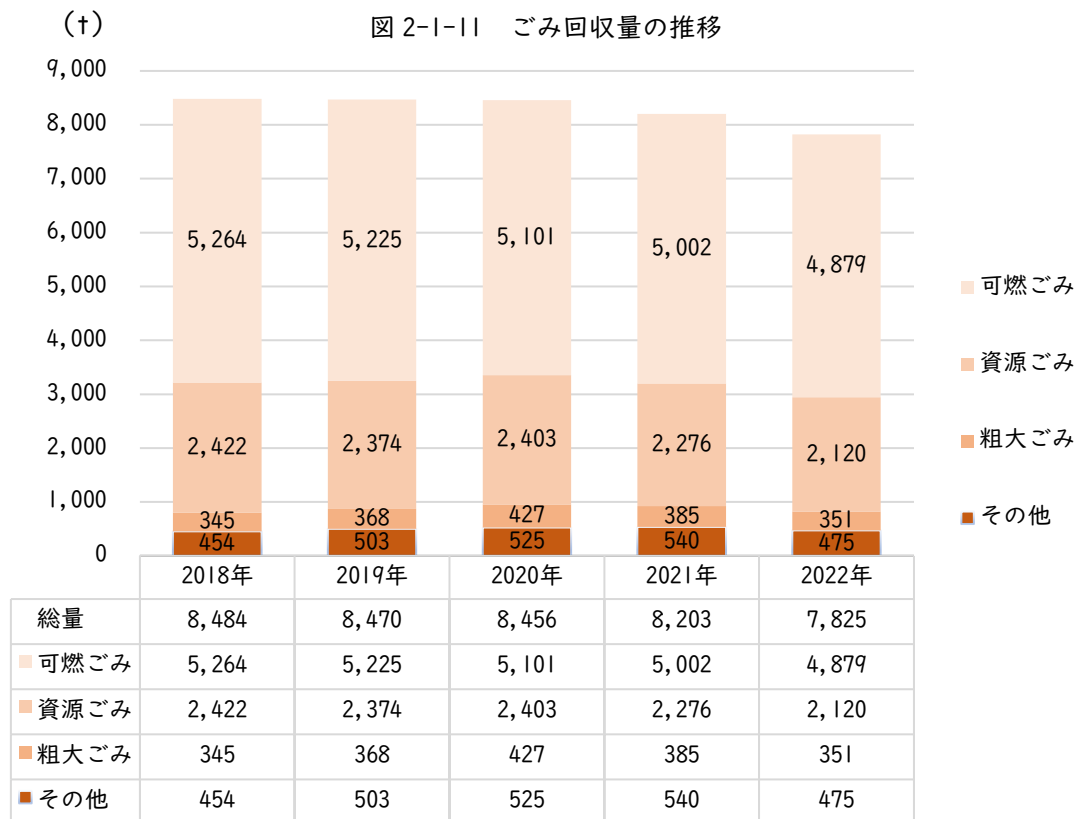


[出典：経済センサス活動調査(令和3年6月1日現在)]

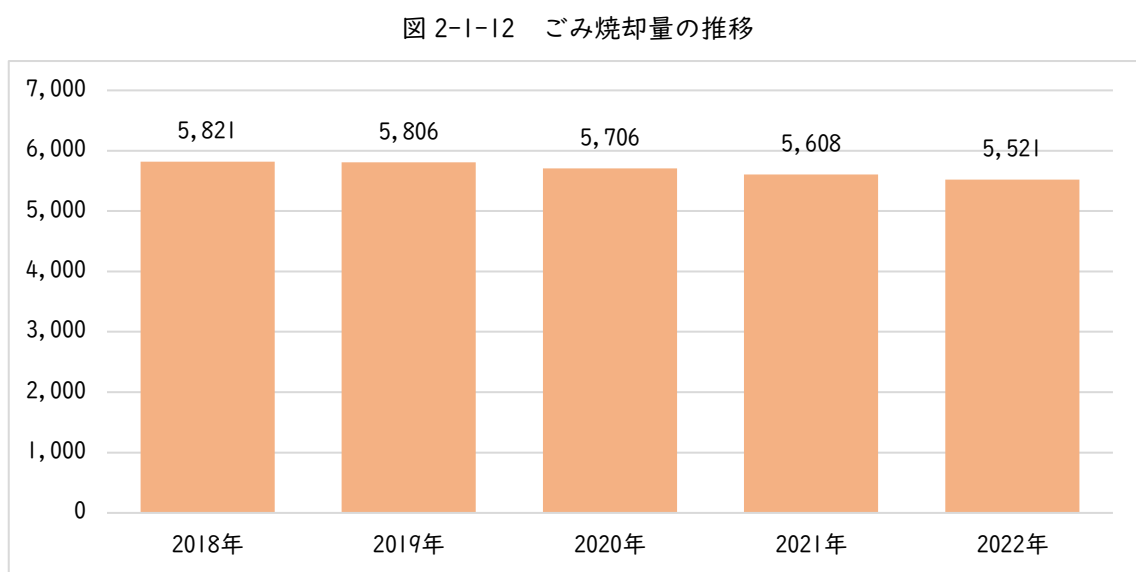
（６）廃棄物

ごみの回収量は全体的に減少傾向にあり、令和４（2022）年の回収量は7,825t となっています。

また、ごみの焼却量も減少傾向にあり、令和４（2022）年の焼却量は5,521t となっています。



[出典：にのみやの環境]



[出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果]

2-2. 再生可能エネルギーの現状と導入ポテンシャル

環境省が公開している「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」を活用して、町内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査及び現状の再生可能エネルギー導入実績の計算を行いました。

二宮町では、現状 3,885MWh の太陽光発電（建物系）による発電を行っており、太陽光発電・太陽熱・地中熱の導入ポテンシャルがあることが算出されました。

表 2-2-1 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	現状	導入ポテンシャル	単位
太陽光発電	建物系	3,885	106,283	MWh
	土地系	0	28,346	MWh
	合計	3,885	134,629	MWh
風力発電		0	0	MWh
中小水力発電		0	0	MWh
太陽熱		0	2	億 MJ
地中熱		0	10	億 MJ

〔出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）〕

2-3. 森林吸収量

本計画の目標達成には、温室効果ガス（CO₂）の排出量を減らすこと、再生可能エネルギーの導入によりエネルギーを創ることの他に、森林等による温室効果ガス（CO₂）の吸収も重要となります。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることで成長するとともに、酸素を放出しています。

上記のことから、公開されている各種統計資料を基に二宮町の森林吸収量を算定しました。

森林吸収量は、環境省「地方公共団体（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」が示す「森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」に従い、2つの時点で森林炭素蓄積の比較を行い、その差分をCO₂に換算して吸収量を推計しました。

二宮町における森林によるCO₂吸収量は、平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度の数値を用いたところ年間で 482t-CO₂ と算出されました。

森林の保全や整備を続け、吸収量の維持・増加を目指します。

第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現況と将来推計

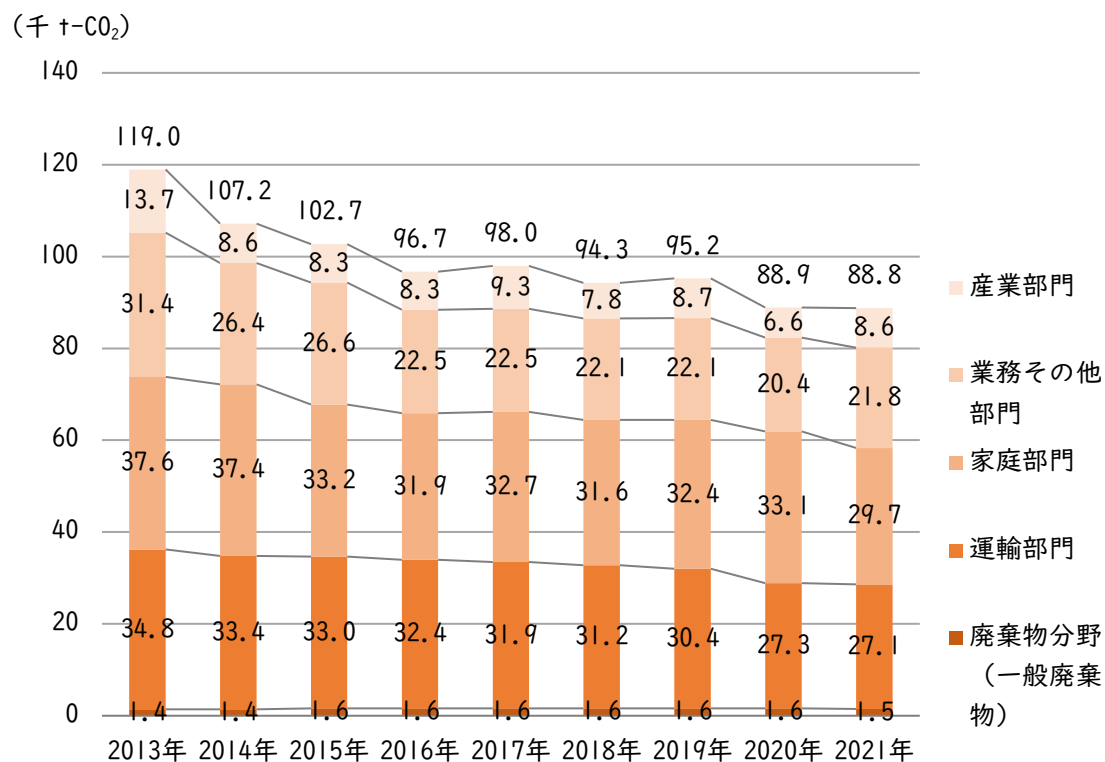
3-1. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現況

環境省が発表している自治体排出量カルテによると、二宮町全域で発生している温室効果ガス（二酸化炭素）は、令和3（2021）年度で約88,800t-CO₂となっています。

なお、二宮町は廃棄物の焼却施設を有しておらず、広域での処理をしていることから、自治体排出量カルテには廃棄物分野の排出量が計算されていないため、環境省「地方公共団体（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」が示す「焼却処分に伴い排出される非エネ起CO₂の推計の考え方」に従い、ペットボトル、合成繊維、紙くずの焼却から排出されるCO₂を算定しました。

町全体としての排出量は年々減少傾向にあり、令和3（2021）年度における排出量の内訳は、多い順に家庭部門（29.7千t-CO₂）、運輸部門（27.1千t-CO₂）、業務その他部門（21.8千t-CO₂）、産業部門（8.6千t-CO₂）、廃棄物分野（1.5千t-CO₂）となっています。

図3-1-1 部門・分野別CO₂排出量の推移



※廃棄物分野の排出量のごみの焼却量を基に算出してあります。

[出典：自治体排出量カルテ]

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

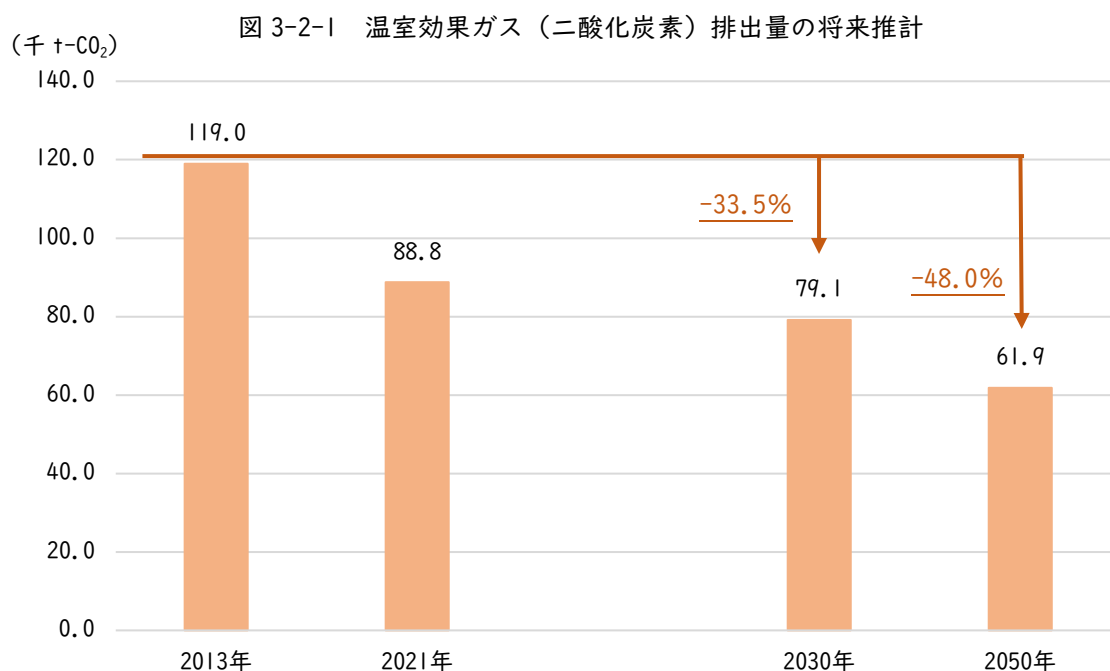
3-2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の将来推計

将来的に見込まれる温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推計にあたっては、環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 ver.1.0」に基づく、[BAU（現状趨勢）シナリオの簡易法]に従い算出しました。BAUシナリオとは、地球温暖化対策を進める中で新たな対策を講じることなくこのまま推移した場合の推移のことで、推計の結果、令和12（2030）年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は79.1千t-CO₂となり、令和32（2050）年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は61.9千t-CO₂となりました。

なお、推計方法は、温室効果ガス排出量と相関の大きい人口を活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス（二酸化炭素）に人口の将来推計による人口の変化を乗じることとしました。人口の変化での将来推計は、排出量の多くを産業部門が占めている等の区域の全体排出量と人口に余り相関がない場合は適していないとされておりますが、二宮町の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、家庭部門が最も多くの排出量があることや産業部門からの排出が少ないため、人口の変化での将来推計を行うこととします。

図 3-2-1 将来推計の推計式

$$\text{BAU（現状趨勢）シナリオのCO}_2\text{排出量} = \text{現状年度のCO}_2\text{排出量} \times \frac{\text{将来の人口予測値}}{\text{現状の人口}}$$



第4章 計画の基本的事項

4-1. 計画期間等

本計画の計画期間は、長期目標の達成を目指し、中期目標に対する令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

その際、区域施策編の策定後においては、区域施策編に盛り込まれた施策が実効的に実施されること、また、区域の自然的・社会的条件の変化等に適切に応じられるようにする必要のあることに加え、「第二次二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合性を考慮します。

また、特段の理由がない場合、国の地球温暖化対策計画に掲げる計画期間や基準年度に合わせることが推奨されていることから、基準年度は平成25（2013）年度とします。

なお、本計画の前提となる諸条件に大きな変動がある場合は、必要に応じて見直しを行うものとしします。

表 4-1-1 本計画の基準年度・目標年度

基準年度	平成 25（2013）年度
長期目標年度	令和 32（2050）年度
中期目標年度	令和 12（2030）年度

表 4-1-2 本計画の計画期間

項目	内容				
計画期間	令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度				
期間中の 事項	年度				
	基準年度		計画策定年度		中期目標年度
	平成 25 （2013）年		令和 7 （2025）年		令和 12 （2030）年

※社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行う

4-2. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項では、次の7種類を温室効果ガスとして規定していますが、国内で排出されている温室効果ガスの9割以上が二酸化炭素であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表 4-2-1 令和3(2021)年度 日本における温室効果ガス排出量(割合)

温室効果ガスの種類		排出量 (百万 t-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素(CO ₂)		1,064.0	90.9
	エネルギー起源	988.0	84.5
	非エネルギー起源	75.8	6.5
メタン(CH ₄)		27.4	2.3
一酸化二窒素(N ₂ O)		19.5	1.7
代替フロン等4ガス		59.1	5.1
	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	53.6	4.6
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	3.2	0.3
	六フッ化硫黄(SF ₆)	2.0	0.2
	三フッ化窒素(NF ₃)	0.4	0.0

※構成比0.0は0.05未満。

※端数処理により合計値と一致しない場合がある。

表 4-2-2 温室効果ガス(7種類)の特徴

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	性質	主な排出源	対象
二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料(石炭、石油、天然ガス)の燃焼など	○
メタン(CH ₄)	28	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	—
一酸化二窒素(N ₂ O)	265	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど	—
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,300など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建築物の断熱材など	—
パーフルオロカーボン類(PFCs)	6,630など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	—
六フッ化硫黄(SF ₆)	23,500	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など	—
三フッ化窒素(NF ₃)	16,100	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	—

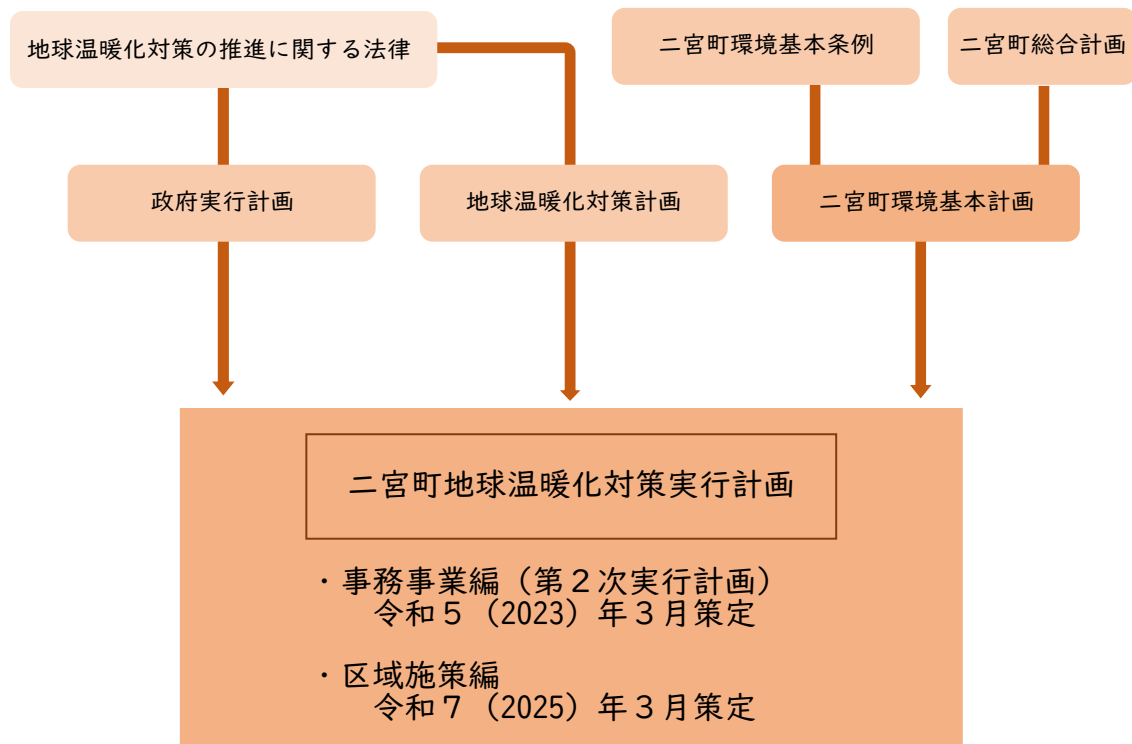
※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準の[1]とした場合、ほかの温室効果ガスがどれだけ温室効果の能力を有するのかを表した数値のこと。

4－3．計画の位置付け

本計画は、当町の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出量の削減を総合的かつ計画的に進めるため、温対法第21条第4項に基づく「二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定します。

なお、本計画は、町の上位計画となる「二宮町総合計画」をはじめ、「二宮町環境基本条例」及び「二宮町環境基本計画」の基本理念に基づき、温室効果ガス排出削減等を具体的に実行するための計画となっています。

図 4-3-1 計画の位置付け



事務事業編とは

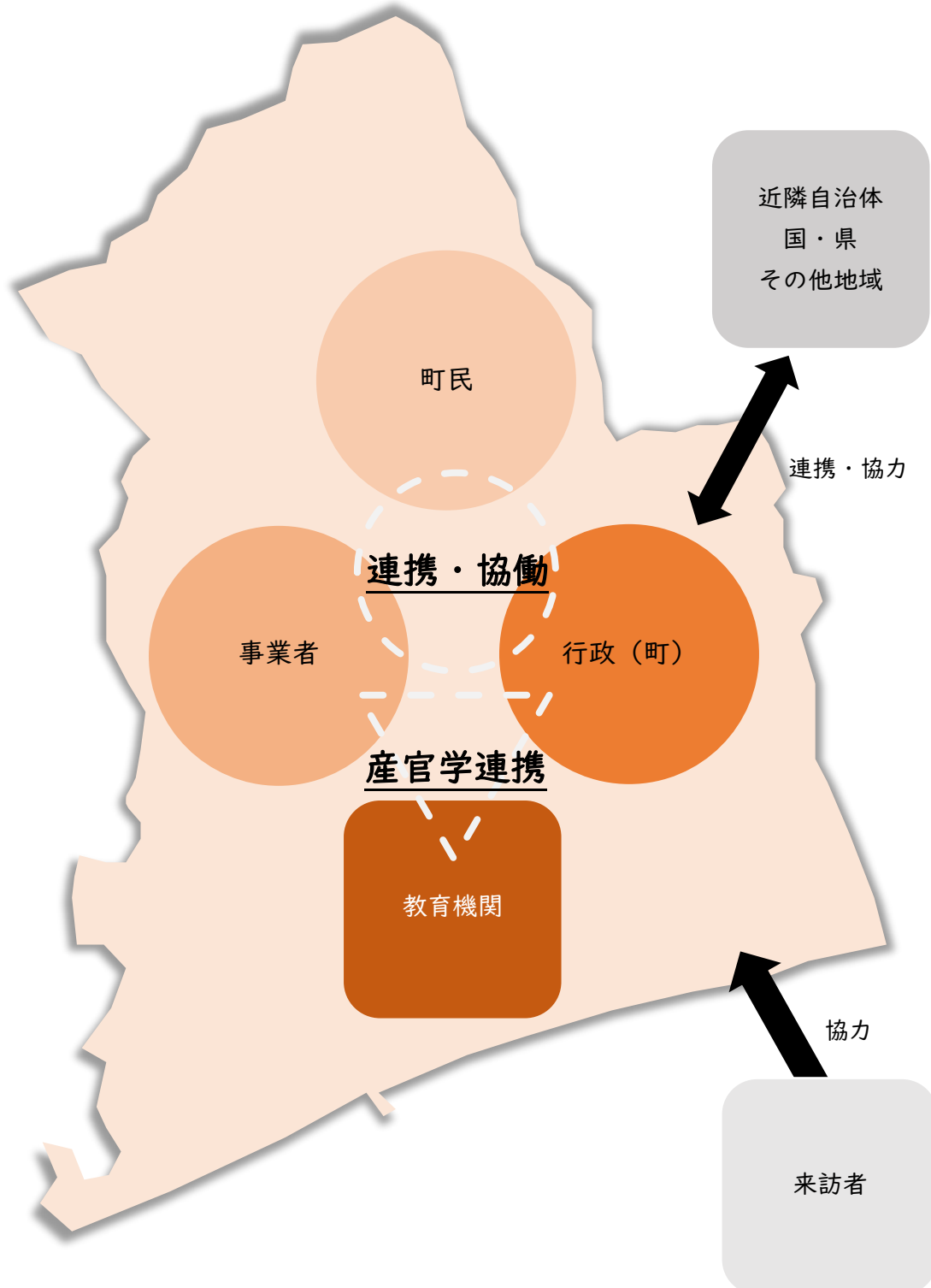
地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるものです。

本計画に位置付ける町（行政）の施策とは異なり、行政内部で地球温暖化対策を推進するための計画となります。

4-4. 計画の推進体制

本計画の着実な推進に向けて、町民・事業者・行政が相互に連携・協働し、計画を実施します。そのうえで、「個」としての推進、「協働」による推進（環境団体、組合組織等）、「連携」による推進（企業連携、産官学連携、広域連携等）を図ります。

また、「実施主体」間での話し合い（企画検討）や実践（モニタリング）、普及啓発を推進するための組織づくりや、教育機関等との連携による子どもの学びの場づくりを図ります。



第5章 計画の目標

(1) 長期目標

二宮町では、本計画の策定と併せて「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明したことから「令和32（2050）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を長期目標とします。

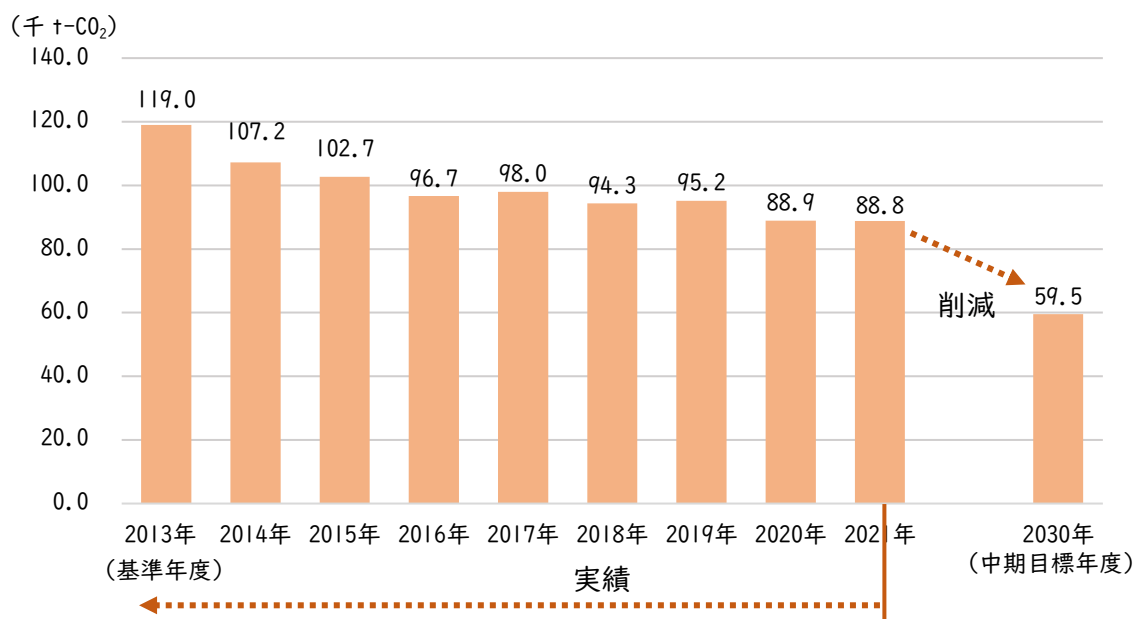
(2) 中期目標

国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた目標〔2050年目標と整合的で野心的な目標として令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。〕や、県の中期目標〔2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）〕を鑑み、二宮町の中期目標は〔二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で50%削減〕とします。

表 5-1-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標の中期目標

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	中期目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	119,000t-CO ₂	50%	59,500t-CO ₂

図 5-1-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減の中期目標





※令和6年度に実施した「にのみや気候市民会議」で参加者が二宮町の将来像をイメージして書かれたイラストです。

第6章 目標達成に向けた取り組み

6-1. 基本方針

第3章の「3-2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の将来推計（PI6）」のとおり、今後追加的な対策をせずに推移した場合、令和12（2030）年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は約79,100t-CO₂となり、中期目標の59,500t-CO₂を達成するには19,600t-CO₂を削減する必要があります。

さらに長期目標である令和32（2050）年度における目標の達成には、中期目標から更なる取り組みの推進が必要となることに加え、現段階から行う取り組みについて、令和32（2050）年度まで持続可能であることが求められます。

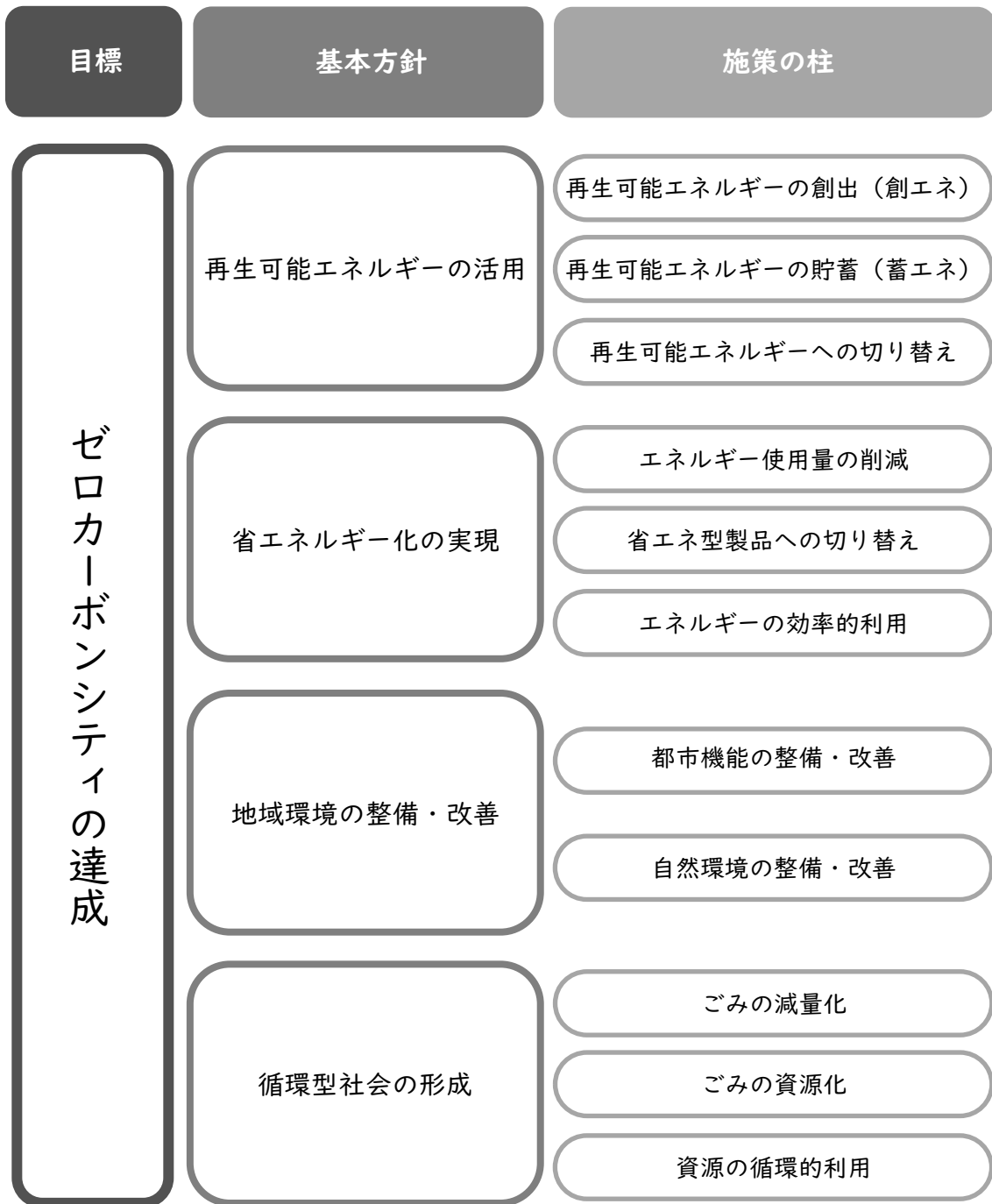
上記のことを念頭に、目標達成において重要となる「再生可能エネルギーの利用」「省エネルギー化の実現」「地域環境の整備・改善」「循環型社会の形成」の4つを基本方針と設定しました。

また、4つの基本方針の施策内容として、町の自然的条件や社会的条件に応じた温室効果ガス排出の削減等のための取り組みを行うとともに、令和6（2024）年の5月から11月にかけて開催した「にのみや気候市民会議」がとりまとめた「市民提案書」に記された提案の一部を本計画の取り組みに位置付けました。これは、町民・事業者からの認知や理解に留意したものであり、町民・事業者と協力・連携をしながら推進していくものです。

表 6-1-1 各基本方針の中期削減目標

基本方針	施策の柱	中期削減目標
再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギーの創出 再生可能エネルギーの貯蓄 再生可能エネルギーへの切り替え	5,683t-CO ₂
省エネルギー化の実現	エネルギー使用量の削減 省エネ型製品への切り替え エネルギーの効率的利用	13,149t-CO ₂
地域環境の整備・改善	都市機能の整備・改善 自然環境の整備・改善	482t-CO ₂
循環型社会の形成	ごみの減量化 ごみの資源化 資源の循環的利用	286t-CO ₂
合 計		19,600t-CO ₂

6-2. 施策体系



全施策共通の取り組み

情報提供・発信

環境教育・学習

国や県、近隣自治体等との連携

取り組みの実施主体

町民

事業者

行政（町）

6-3. 施策

(1) 再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、再生可能エネルギーの利用は地球温暖化対策に必要不可欠なものです。

再生可能エネルギーの利用では、「再生可能エネルギーの創出（創エネ）」「再生可能エネルギーの貯蓄（蓄エネ）」「再生可能エネルギーへの切り替え」が重要となるため、この3つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
太陽光発電による二酸化炭素削減量	1,690t-CO ₂	5,683t-CO ₂
太陽光発電による発電量	3,885MWh	13,064MWh

国のエネルギー基本計画において、令和12（2030）年度と令和32（2050）年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率について、令和12（2030）年度が36～38%（太陽光発電は14～16%と明記）、令和32（2050）年度は50～60%（太陽光発電は25～30%と仮定）を目指すとしています。

「2-2. 再生可能エネルギーの現状と導入ポテンシャル（PI4）」にて、二宮町には、太陽光発電・太陽熱・地中熱の導入ポテンシャルがあると算出されておりますが、REPOSは事業性を考慮したものではない点、また、技術面や土地利用の観点から鑑みると、太陽光発電以外での再生可能エネルギーの活用は実現性が極めて低いことから、二宮町においては広く普及している技術である太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入を検討することとし、年間の「太陽光発電による発電量」を3,885MWhから、国のエネルギー基本計画に基づく太陽光発電比率16%である13,064MWhに増加することを目標とします。

また、上記のことから、太陽光発電による発電量を二酸化炭素排出量に換算し、年間の「太陽光発電による二酸化炭素削減量」を1,690t-CO₂から5,683t-CO₂にすることを目標とします。

目標の達成には、令和12（2030）年度までに、年間3,993t-CO₂の二酸化炭素削減量、9,179MWhの太陽光発電による発電量増加が必要となりますので、本計画の策定と併せ、町民や事業者のニーズに合わせた補助事業を検討し、引き続き国や県の補助事業の周知啓発を行うことに加え、公共施設への太陽光発電システム等の積極的な導入をすることで目標の達成を目指します。

① 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

町民の取り組み

- 太陽光発電システム等に関する設備の導入

事業者の取り組み

- 太陽光発電システム等に関する設備の導入
- 排熱や未利用エネルギーの有効活用システムの導入

行政（町）の取り組み

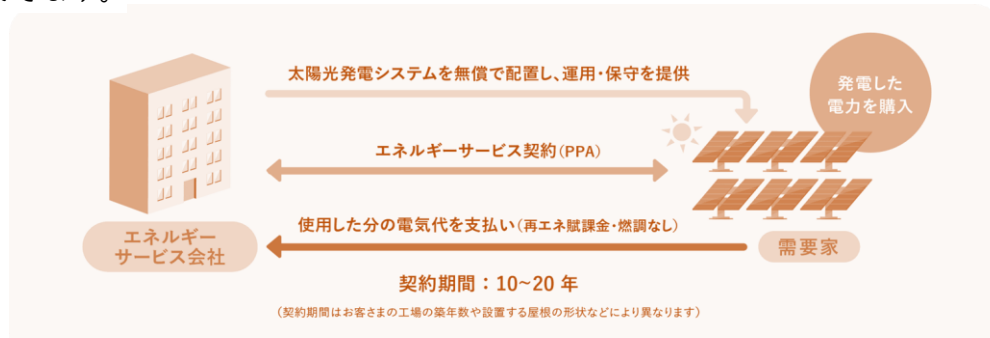
- 太陽光発電システム等の普及促進
- 公共施設への太陽光発電システム等の積極的な導入
- P P Aの普及促進

※創エネとは、太陽光や風力、地熱などの自然エネルギーや火力発電から発生する CO_2 を減らす技術、水素エネルギー技術などの低炭素エネルギー技術を開発し普及させることです。

※再生可能エネルギーとは、[太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの]と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

※未利用エネルギーとは、未利用エネルギーとは、発電に利用した「①工場等の排熱又は排圧」、「②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱」、「③高炉ガス又は副生ガス」のエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいいます。

P P A（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO_2 排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



[出典：環境省 再エネスタート]

② 再生可能エネルギーの貯蓄（蓄エネ）

町民の取り組み

- 蓄エネルギー機器等の導入

事業者の取り組み

- 蓄エネルギー機器等の導入
- 排熱や未利用エネルギーの有効活用システムの導入

行政（町）の取り組み

- 蓄エネルギー機器等の普及促進
- 公共施設への蓄エネルギー機器等の積極的な導入

※蓄エネとは、エネルギー貯蔵技術です。

③ 再生可能エネルギーへの切り替え

町民の取り組み

- ◇再生可能エネルギー由来の電力への切り替え

事業者の取り組み

- ◇再生可能エネルギー由来の電力への切り替え

行政（町）の取り組み

- ◇再生可能エネルギー由来の電力への切り替えの普及促進
- 公共施設の再生可能エネルギー由来の電力への切り替え

※再生可能エネルギー由来の電力とは、電気事業者の太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランのことで、再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量実質ゼロの電気となります。なお、再エネプランには100%以外にも様々な割合のものがあります。

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

（２）省エネルギー化の実現

温対法第6条では、[国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。]とされています。

また、二宮町では、家庭部門から排出される二酸化炭素が1番多いことから、各自が各家庭で行う省エネルギー対策は二酸化炭素の排出削減に必要不可欠なものです。

省エネルギー化の実現には、「エネルギー使用量の削減」「省エネ型製品への切り替え」「エネルギーの効率的利用」が重要となるため、この3つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
省エネによる二酸化炭素削減量	不明	13,149t-CO ₂
総合戦略アンケートにおける環境行動の実施回答者の割合	—	100%

町内の各ご家庭や事業所から排出される二酸化炭素排出量を正確に把握する術は、現在のところないことから、前述の「再生可能エネルギーの活用」並びに後述の「地域環境の整備・改善」及び「循環型社会の形成」の中期目標から算出される二酸化炭素排出量を基に令和12年度の中期目標年度排出量との差分（不足分）を目標とし、年間の[省エネによる二酸化炭素削減量]を13,149t-CO₂に削減することを目標とします。

また、環境省の公表する「自治体排出量カルテ」によると、二宮町では家庭部門から排出される二酸化炭素が最も多く、また、全国地球温暖化防止活動推進センターの調べによると家庭部門における二酸化炭素排出量の約32%は照明・家電製品からの排出とされていることから、二酸化炭素排出削減には、日常生活における節電行動等の省エネルギーが大切となるため、町が例年、町民1,000名を対象に行っている総合戦略アンケートにおいて、デコ活アクションに関する設問を設け、脱炭素に資する環境行動を[実施している（実施したいと考えている）]と回答した者の割合を100%とすることを目標とします。

「デコ活アクション」について

分類	アクション
まずはここから	住 デ 電気も省エネ 断熱住宅 （電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住 コ こだわる楽しさ エコグッズ （LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食 カ 感謝の心 食べ残しゼロ （食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職 ツ つながるオフィス テレワーク （どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでのCO ₂ が下がる	住 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住 宅配便は一度で受け取る

※デコ活アクションの詳細については、<https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/action/>から確認を（今後随時追加更新予定）。

① エネルギー使用量の削減

町民の取り組み

- 新築住宅購入時のZEH・LCCM住宅化
- 既存住宅における断熱リフォーム等の省エネルギー化

事業者の取り組み

- 事業所や店舗建築時のZEB化
- 既存建築物における断熱改修等の省エネルギー化

行政（町）の取り組み

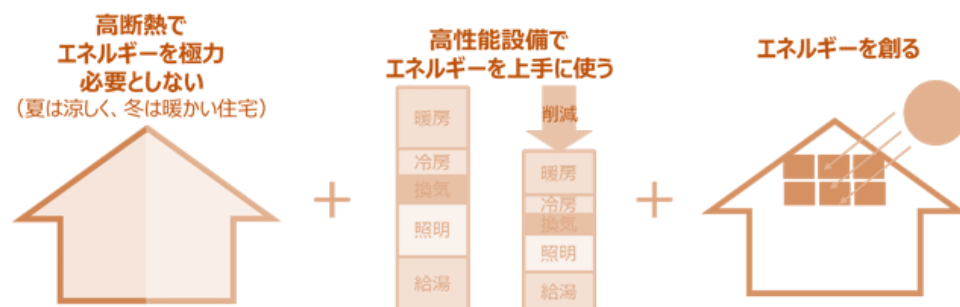
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進
- 公共施設における率先したZEB化

※LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅とは、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅です。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

**ZEHとは、「快適な室内環境」と
「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅**



[出典：環境省]

② 省エネ型製品への切り替え

町民の取り組み

- ◇照明器具のＬＥＤ化
- 省エネルギー家電への買い替え
- 次世代自動車への乗り換え

事業者の取り組み

- ◇照明器具のＬＥＤ化
- 省エネルギー性能の高い機械や設備の導入
- 社用車の次世代自動車への転換

行政（町）の取り組み

- ◇公共施設の照明器具における積極的なＬＥＤ化
- 庁用車更新時における率先した次世代自動車への転換
- 次世代自動車の普及促進
- 省エネルギー性能の高い家電や設備等の普及促進

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

③ エネルギーの効率的利用

町民の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用
- ◇電気・水道・ガス等の使用量削減
- テレワークやオンライン会議等の働き方の工夫
- エコドライブの推進

事業者の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用
- ◇電気・水道・ガス等の使用量削減
- テレワークやオンライン会議等の働き方の工夫
- エコドライブの推進
- クールビズ・ウォームビズの推進

行政（町）の取り組み

- ◇移動の共同化の促進（公共交通、カーシェアリング等）
- 二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の着実な推進による模範行動

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

家庭の中では、さまざまな電化製品を使用することにより温室効果ガスを排出しています。取り組みの効果は小さくとも、日常生活における地球温暖化対策を一人ひとりが実践することで、大きな効果となります。

●暖房は必要な時だけつける。（暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度 20℃)）

年間で電気 40.73kWh の省エネ CO₂削減量 17.96kg

●冷房は必要な時だけつける。（冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度28℃)）

年間で電気 18.78kWh の省エネ CO₂削減量 8.28kg

●フィルターを月に1回か2回清掃。

（フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合）

年間で電気 31.95kWh の省エネ CO₂削減量 14.08kg

●冷蔵庫にものを詰め込みすぎない（詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較）

年間で電気 43.84kWh の省エネ CO₂削減量 19.33kg

●設定温度は適切に（周囲温度22℃で、設定温度を[強]から[中]にした場合）

年間で電気 61.72kWh の省エネ CO₂削減量 27.21kg

●省エネ型のLEDランプに取り替える（54Wの白熱電球から9WのLEDランプに交換）

年間で電気 90.00kWh の省エネ CO₂削減量 39.69kg

●トイレを使わないときはフタを閉める

（フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較(貯湯式)）

年間で電気 34.90kWh の省エネ CO₂削減量 15.39kg

●暖房便座の温度は低めに

（便座の設定温度を一段階下げた（中→弱）場合（貯湯式）

冷房期間は便座の暖房をOFFにしています。）

年間で電気 26.40kWh の省エネ CO₂削減量 11.64kg



使用していないときは
便座のフタを
しましましょう！



[出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ性能カタログ 家庭用 2023 年版]

（３）地域環境の整備・改善

二宮町の地球温暖化対策を推進するためには、町民・事業者・行政が一丸となって地域環境を整備・改善していくことが重要です。

地域環境の整備・改善には、「都市機能の整備・改善」、「自然環境の整備・改善」が重要となるため、この２つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
森林吸収による二酸化炭素吸収量	482t-CO ₂	482t-CO ₂

「2-3. 森林吸収量（PI4）」のとおり、本計画の目標達成には、温室効果ガス（CO₂）の排出量を減らすこと、再生可能エネルギーの導入によりエネルギーを創ることの他に、森林等による温室効果ガス（CO₂）の吸収も重要となります。

二宮町における森林によるCO₂吸収量は、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度の数値を用いたところ年間で482t-CO₂と算出されたことから、森林を適正に保全することで、吸収量の維持を目指します。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

[出典：国土交通省]

① 都市機能の整備・改善

町民の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用＜再掲＞
- ◇徒歩での移動

事業者の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用＜再掲＞
- ◇徒歩での移動
- 公共交通の脱炭素化

行政（町）の取り組み

- ◇移動の共同化の促進（公共交通、カーシェアリング等）＜再掲＞
- ◇公共交通利便性の向上
- ◇町内の円滑な道路体系づくりの検討
- ◇グリーンインフラを活用した整備の検討
- ◇下水道の整備

※カーシェアリングとは、カーシェアリングとは、1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のことです。

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

② 自然環境の整備・改善

町民の取り組み

- 敷地内の緑化の推進

事業者の取り組み

- 敷地内の緑化の推進

行政（町）の取り組み

- ◇緑地の保全
- ◇緑化等の推進及び促進
- ◇里山整備の促進
- 森林の計画的な整備の促進
- 公共施設の緑化の推進

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

（４）循環型社会の形成

循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る社会（循環型社会形成推進基本法第１条）」です。そして、この天然資源という言葉が指す資源という言葉には、化石燃料も含まれており、循環型社会の形成において、天然資源の消費の抑制を図ることは、脱炭素社会の実現にもつながります。

循環型社会の形成には、「ごみの減量化」、「ごみの資源化」、「資源の循環的利用」が重要となるため、この３つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
ごみの焼却による二酸化炭素排出量	1,538t-CO ₂	1,252t-CO ₂
ごみの焼却量	5,608t	4,567t
ごみの資源化率	32.7%	39.1%

廃棄物分野の二酸化炭素の排出量は、化石燃料由来のごみであるプラスチックや合成繊維の焼却量が影響するため、二酸化炭素の排出削減には、ごみを減量化と同時に資源化を進めることが有効となることから、年間の「ごみの焼却量」を5,608tから4,567tに削減するとともに、年間の「ごみの資源化率」を32.7%から39.1%に増加することを目標とします。

また、上記のことから、ごみの焼却量の削減量を二酸化炭素排出量に換算し、年間の「ごみの焼却による二酸化炭素排出量」を1,538t-CO₂から1,252t-CO₂にすることを目標とします。

目標の達成には、令和12（2030）年度までに、年間286t-CO₂の二酸化炭素削減量削減、1,041tのごみの焼却量削減が必要となりますので、町の廃棄物処理に関連する「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化計画」並びに「二宮町一般廃棄物処理基本計画」に定める各種の取り組みの推進により目標の達成を目指します。

① ごみの減量化

町民の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の使用を削減

- マイバッグ・マイボトルの持参
- 食べ残しの削減
- 生ごみの水切りの徹底
- 生ごみ処理機を活用した生ごみの減量化

事業者の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の削減

- 可能な限りの簡易包装
- ペーパーレス化による紙ごみの削減を推進
- 生産・流通段階での廃棄物の発生抑制

行政（町）の取り組み

◇民間サービスを活用したリユースの促進

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及促進
- 生ごみ処理機の導入を促進
- 多量排出事業者への指導
- 家庭系ごみの有料化の研究及び指定ごみ袋のあり方の検討
- 事業系・家庭系ごみ処理手数料の研究

※ワンウェイプラスチックとは、一度だけ使用されて廃棄されるプラスチックのことです。

※3R（リデュース・リユース・リサイクル）とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った3つのアクションの総称です。持続可能な未来のためには、リデュース＝ごみの発生や資源の消費自体を減らす、リユース＝ごみにせず繰り返し使う、リサイクル＝ごみにせず再資源化する。この3つの考え方へ意識を転換し、アクションを起こしていく必要があります。

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

② ごみの資源化

町民の取り組み

◇資源ごみの分別の徹底

- リサイクルショップやフリーマーケットの活用
- リサイクルボックスの利用

事業者の取り組み

◇資源ごみの分別の徹底

- 資源ごみ等の販売店回収

行政（町）の取り組み

- 広域ごみ処理による効率的な資源化
- 民間事業者委託による効率的な資源化
- 二宮町ウッドチップセンターの適切な運営

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

③ 資源の循環的利用

町民の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の使用を削減＜再掲＞

- エコマーク等のついた環境にやさしい製品の利用
- 繰り返し使用できる製品の選択
- 耐久性のある製品や修理・交換のしやすい製品の選択

事業者の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の削減＜再掲＞

- グリーン購入の推進
- 製品の修理サービス

行政（町）の取り組み

- グリーン購入を推進
- リサイクルショップの利用を促進
- プラスチック対策の推進

※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

※◇マークは、「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」に記載のある取り組みです。

6-4. 全施策共通の取り組み

本計画の目標達成のためには、町全体で地球温暖化に関する理解を深めていくことが重要であり、町全体の地球温暖化に関する理解の向上や前述の施策の着実な推進には、取り組みへの意識を高めるための「情報発信・提供」、「環境教育・学習」が重要となります。

また、地球温暖化対策は、二宮町だけで取り組むものではなく、「国や県、近隣自治体等との連携」をして取り組むことが重要となります。

町民は、「各種媒体を活用した環境に関する情報収集」をするとともに、「環境に関する取り組みへの理解や協力」をすることで施策の推進を図ります。

事業所は、「各種媒体を活用した環境に関する情報収集」をするとともに、「啓発物等を活用した情報発信」や「町民団体や町と連携した講座・研修会等の実施」することで、施策の推進を図ります。

行政（町）は、「技術の動向や先進事例等に関する情報収集」を徹底し、「各種媒体による環境に関する情報発信」、「町民や事業者のニーズに合わせた情報提供」をすることによる情報発信・提供を行い、「幼稚園や小中学校、通いの場等への出前講座の実施」や「事業者や町民団体と連携した講座・研修会等の実施」等の環境教育・学習を実施し、「国や県の事業への同調」、「近隣自治体との情報共有」や「他自治体との連携によるエネルギーや吸収量の確保の検討」をすることによる国や県、近隣自治体等との連携を行うことで、施策の促進及び推進を図ります。

最後に本計画の策定にあたり参考とした「にのみや気候市民会議」からの「市民提案書」は、今後実行計画の見直しの都度、活用を検証を行うに加え、他に関連する計画等、町事業の推進に活用させていただきます。

第7章 計画の進捗管理

7-1. 進捗管理の体制

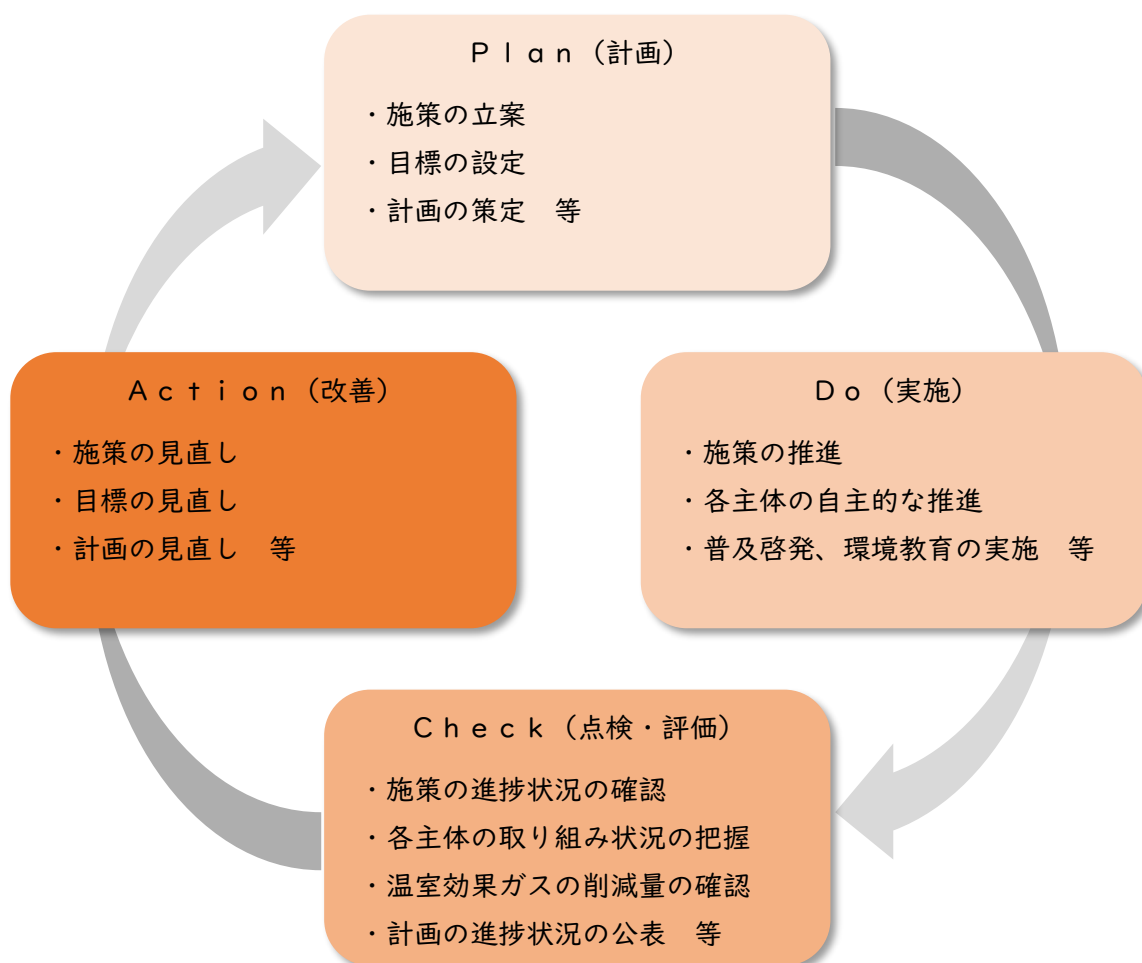
町民や事業者、学識経験を有する者等から構成される二宮町環境審議会に報告・諮問することで進捗管理を行い、その結果を町民・事業者に分かりやすいよう工夫し、年1回ホームページ等に掲載することにより、公表するものとします。

また、庁内では地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定時に設置した二宮町地球温暖化対策実行計画推進本部を活用し、点検や見直しを行います。

7-2. 進捗管理の方法

計画の進捗管理は、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（改善）を繰り返す、PDCAサイクルに基づき継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

図 7-2-1 本計画の進捗管理



二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和7年(2025年)3月

発行：二宮町

編集：二宮町 都市部 生活環境課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話番号 0463-71-5862

F A X 0463-73-0134

※都市部 生活環境課は、令和7年（2025年）4月から町民部 生活環境課に変わります。